

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 生活保護法施行細則及び岡山県事務処理規則の一部を改正する規則
(県例規集登載)

障害福祉課

【告示】

- 特定施設の設置許可申請保安林の指定予定

環境管理課

○

治山課

○

〃

○

〃

○

〃

- 道路の区域変更道路の供用開始

道路整備課

【公告】

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

県民生活交通課

【人事委員会】

- 平成二十六年度身体障害者を対象とする岡山県職員（事務）等採用試験の実施

人事委員会

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第五十三号

生活保護法施行細則及び岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年八月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

生活保護法施行細則及び岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

(生活保護法施行細則の一部改正)

第一条 生活保護法施行細則(昭和二十八年岡山県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「保護の開始又は変更の」を「法第二十四条第一項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による」に改める。

第五条中「第二十四条第一項若しくは第五項」を「第二十四条第三項若しくは第九項」に改める。

第五条の三に次の二項を加える。

2 法第二十四条第八項の規定による保護の開始の決定に関する通知は、様式第二十四号の二によるものとする。

3 法第二十八条第二項の規定による要保護者の扶養義務者等に対する報告の請求を行うときの依頼書は、様式第二十四号の三によるものとする。

第六条の見出しを「(依頼書)」に改め、同条中「第二十九条」を「第二十九条第一項」に、「調査の囑託及び」を「書類の閲覧若しくは資料の提供又は」に、「調査依頼書」を「依頼書」に改める。

第十五条の次に次の二条を加える。

(就労自立給付金)

第十五条の二 法第五十五条の四第一項の規定による申請書の様式の標準は、様式第四十五号の三とする。

2 法第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給しようとするときの決定調書は、様式第四十五号の四によるものとする。

3 法第五十五条の四第一項の規定による就労自立給付金の支給に関する決定通知は、様式第四十五号の五によるものとする。

(徴収金納入申出書)

第十五条の三 法第七十八条の二第一項及び第二項の規定による申出書の様式の標準は、様式第四十五号の六とする。

様式第十二号中

介護保険の介護サービスの状況
〔「居宅介護支援計画書」の写し〕

を

介護保険の介護サービスの状況(居宅介護
支援計画又は介護予防支援計画の写し)

及び

〔「居宅介護支援計画書」の写しを〕や「居宅介護支援計画又は介護

予防支援計画の写しを」及び「居宅介護支援計画書」の写しの〕や「居宅介護支援計画又は介護予防支援計画の写しの」及び「第85条」や「第85条第1項」に添付し、同様様の別

添二
(二)の次に次のように加える。

徳島県十一十の三三三三三三「保護の決定又は実施」や「生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定若しくは実施又は費用等の徴収」及び「資産及び収入の状況」や「次に掲げる事項」及び「に調査を嘱託し」や「日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等（以下「官公署等」という。）

に対し、書類の閲覧若しくは資料の提供を求め」及び「雇主、」や「雇主」及び「また、貴県民局の調査嘱託又は報告要求に対し、官公署又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えて構いません。」

「また、貴県民局の書類の閲覧若しくは資料の提供又は報告の依頼に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、同意します。

この旨を官公署又は銀行等に伝えて構いません。

記

- 1 氏名及び住所又は居所
- 2 資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。）
- 3 健康状態
- 4 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- 5 支出の状況

※ 保護の廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。

徳島県十十の三三三三三三「第85条」や「第85条第1項」及び「徳島県十十の三三三三三三「第23条」や「第22条」

徳島県十十の三三三三三三「第28条第4項」や「第28条第5項」及び「又は実施」や「若しくは実施又は第77条若しくは第78条（第3項を除く。次項及び次条第1項において同じ。）の規定の施行」及び「がある」や「があると認める」及び「資産状況」や「資産及び収入の状況」及び「要保護者について、」や「厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは」及び「その」や「当該要保護者の」及び「4 保護」や「5 保護」及び「立入調査」や「報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若し

△は立入調査に改める。

様式第二十四号の次に次の二様式を加える。

様式第24号の2（第5条の3関係）

第 号
年 月 日

殿

岡山県 県民局長



保護の開始決定について（通知）

あなたの にあたる さんに対して生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護の開始を決定しますので同法第24条第8項の規定により通知します。

申請者の氏名	
保護の開始の申請があつた日	

（参考）

民法（明治29年法律第89号）抜粋

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

3 略

生活保護法抜粋

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 略

第24条 1～7略

8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもって厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

9・10略

※ 「知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合」とは、当県民局において、①定期的に要保護者と会っている等交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者に係る扶養手当又は税法上の扶養控除を受けていること及び③高額な収入を得ている等資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

様式第24号の3 (第5条の3関係)

第 号
年 月 日

殿

岡山県 県民局長



生活保護法第28条第2項の規定に基づく報告について (依頼)

あなたの にあたる さん(住所)は生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を申請して(受けて)いますが、生活保護法では民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者による扶養は生活保護法による保護に優先して行われるものとされています。

また、民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、扶養義務を履行していないときは、履行しない理由等保護の決定、実施等のために必要な範囲で、扶養義務者に対して報告を求めることができることとなっています。

つきましては、保護の決定、実施等のため必要がありますので、 年 月 日までに扶養義務を履行しない理由について報告いただきますようお願いします。

※ 「民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者」とは、当県民局において、①定期的に要保護者と会っている等交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者に係る扶養手当又は税法上の扶養控除を受けていること及び③高額な収入を得ている等資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

(特記事項)

(担当者)

(参考)

民法抜粋

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

3 略

生活保護法抜粋

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 略

第28条 1略

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。

3～5略

様式第二十五号及び様式第二十六号を次のように改める。

様式第25号（第6条関係）

第 年 月 日

殿

岡山県 県民局長

印

生活保護法第29条第1項の規定による扶養義務者に関する書類の閲覧
（資料の提供・報告）について（依頼）

生活保護法（昭和25年法律第144号）第29条第1項の規定により、次の事項について書類の閲覧（資料の提供・報告）を求めます。

なお、入手した情報については、当県民局において適正に取り扱いますので、念のため申し添えます。

記

- 1 扶養義務者の住所（居所）、氏名等
住所（居所）
氏 名
要保護者（被保護者であつた者）との続柄
- 2 要保護者（被保護者であつた者）の住所（居所）及び氏名
住所（居所）
氏 名
- 3 書類の閲覧（資料の提供・報告）を求める事項

（参考）

生活保護法抜粋

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

一～三略

四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）

五 略

2～10略

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

2 別表第1の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）抜粋

第2条の2 法第29条第1項第1号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

様式第26号（第6条関係）

第 号
年 月 日

殿

岡山県 県民局長



生活保護法第29条第1項の規定による書類の閲覧（資料の提供・報告）
について（依頼）

生活保護法（昭和25年法律第144号）第29条第1項の規定により、次の事項について書類の閲覧（資料の提供・報告）を求めます。

なお、入手した情報については、当県民局において適正に取り扱いますので、念のため申し添えます。

記

- 書類の閲覧（資料の提供・報告）を要する要保護者（被保護者であつた者）の住所（居所）及び氏名
住所（居所）
氏 名
- 書類の閲覧（資料の提供・報告）を求める事項

（参考）

生活保護法抜粋

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

一～三略

四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）

五 略

2～10略

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

2 別表第1の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）抜粋

第2条の2 法第29条第1項第1号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

平成26年8月26日 岡山県公報 第11613号

様式第45号の3（第15条の2関係）

年 月 日

岡山県 県民局長 殿

住所又は居所
氏 名

印

就労自立給付金支給申請書

次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の4の規定により必要書類を添えて就労自立給付金の支給を申請します。

記

1 保護を必要としなくなった事由

2 添付書類

3 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)

平成26年8月26日 岡山県公報 第11613号

様式第45号の4 (第15条の2関係)

就 労 自 立 給 付 金 決 定 調 書											
ケース番号		対象者氏名		世帯構成							
	・		・		・						
施行	・	決裁	・	起案	・						
回 議	部 長	課 長	班 長	担 当							
次のとおり決定し、例文によって通知してよろしいか。											
就 労 自 立 給 付 金 決 定 欄											
算定対象期間	収入充当額	算定率	積立額								
<table border="1" style="margin: 10px auto;"><tr><td style="width: 50%; text-align: center;">積立合計額</td><td style="width: 50%;"></td></tr><tr><td style="width: 50%; text-align: center;">上限額</td><td style="width: 50%;"></td></tr><tr><td style="width: 50%; text-align: center;">支給額</td><td style="width: 50%;"></td></tr></table>						積立合計額		上限額		支給額	
積立合計額											
上限額											
支給額											
決 定 理 由											

様式第45号の5（第15条の2関係）

第 号
年 月 日

殿

岡山県 県民局長



就労自立給付金支給決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法（昭和25年法律第144号）による就労自立給付金の支給を、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 支給日及び支給方法
- 3 保護の廃止時期 年 月 日
- 4 支給を決定した理由
- 5 この決定通知が申請書を受理してから14日を経過した理由

備考

- 1 この決定に不服があるときは、この決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第45号の6（第15条の3関係）

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書

私は、不実の申請等不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第78条の2の規定により、交付される保護金品等（保護金品（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、保護金品等のうち貴職と協議して定める額について、その交付期日をもつて同法第78条第1項の規定による徴収金の納入に充てる旨を次の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、この申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から納入に充てるものとします。

記

- 生活保護制度は、全額公費によつてその財源が賄われていることから、不正受給はあつてはならない。不正受給があつた場合、生活保護法第78条に規定する徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と貴職に判断される場合があること。
- 徴収金の納入に際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、この申出に基づく方法により保護金品等から納入に充てること。

年 月 日

住所（居所）

氏 名



岡山県 県民局長 殿

年 月 日

私は、この申出に基づき、年 月分からの保護金品等のうち毎月
円を 年 月 日付け費用徴収に係る決定通知による生活保護法第78条第1項の規定による徴収金の納入に充てるものとします。

◎岡山県告示第四百三十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年八月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 フェニテックセミコンダクター株式会社

住所 岡山県井原市木之子町150番地

氏名 代表取締役社長 伊中 正佳

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 フェニテックセミコンダクター株式会社第一工場

所在地 岡山県井原市木之子町6833番地

平成26年8月26日 岡山県公報 第11613号

(3) 特定施設に関する事項

区 分	新 設		
種 類	65 酸又はアルカリによる表面処理施設 (154)		
能 力	シリコンウエハー 3,000枚/日		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後約1週間		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	工事完了後直ちに		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	断続24時間		
使用時においでの排水等当該施設の最大量の汚濁物質及び汚濁物質の最大値並びに汚濁物質の種類等	区 分	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	3	4
	p H	11	11
	B O D (mg/ℓ)	30	60
	C O D (mg/ℓ)	30	60
	S S (mg/ℓ)	1	2
	油 分 (mg/ℓ)	-	-
	T-N (mg/ℓ)	70	150
	T-P (mg/ℓ)	2	5
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-
	ふっ素 (mg/ℓ)	-	-
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	-	-

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成26年8月26日 岡山県公報 第11613号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	中和処理施設ラインミキサー				同左				
種 類	ラインミキサー								
構 造	硬質塩ビ製配管経路								
主 要 寸 法	φ65mm×320mm (攪拌部分)								
能 力	30m ³ /時間								
処 理 の 方 法	自動pH調整								
工 事 着 手 年 月 日	-				許可後直ちに				
工 事 完 成 年 月 日	-				着手後約1週間				
使 用 開 始 年 月 日	-				完成後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
特定施設の使用における当該施設に等しい処理施設及び水等の通常の最大値及びその概要	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	505.4	555.1	505.4	555.1	508.4	559.1	508.4	559.1
	p H	3~5	3~5	6~8	6~8	同左			
	BOD (mg/ℓ)	30	60	30	60				
	COD (mg/ℓ)	30	60	30	60				
	S S (mg/ℓ)	1	3	1	3				
	油 分 (mg/ℓ)	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満				
	T-N (mg/ℓ)	130	230	130	230				
	T-P (mg/ℓ)	2	5	2	5				
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-	-	-				
	ふっ素 (mg/ℓ)	4.5	7.8	4.5	7.8				
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	105	185	105	185					

平成26年8月26日 岡山県公報 第11613号

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成26年8月26日から同年9月16日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び井原市役所

◎岡山県告示第四百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成二十六年八月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

美作市太田字猪ノ谷二九七、三〇二、三〇二の一、三〇三、三〇五、字井ノ谷二九八、字高橋三〇六、三〇七、字猪ノ谷口三一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字猪ノ谷二九七、三〇五、字高橋三〇六、三〇七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

一 保安林予定森林の所在場所

久米郡美咲町江与味字くるみ谷六二六の八、字清岡向六二七の一、字向山六三四、六三五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字向山六三四、六三五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁並びに美作市役所及び美咲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成二十六年八月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

真庭市仲間字ヤイニワ二四五の一、字藤ガトロ二五六の一、字フジガトロ二五七の五、字下ケ市二六八の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字藤ガトロ二五六の一、字フジガトロ二五七の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

一 保安林予定森林の所在場所

真庭市後谷字桑ノ木平二五九、二六一、字風呂屋谷二六二の一、字風呂敷谷二九三

の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字桑ノ木平二五九、二六一、字風呂屋谷二六二の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成二十六年八月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

高梁市備中町平川字一ノ渡リ上エ七九六一、字一ノ渡リ上ミ七九六二、字一ノ渡リ下タ切七九六〇の一、七九六三の一、七九六四の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字一ノ渡リ上ミ七九六二、字一ノ渡リ下タ切七九六三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十六年八月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

備前市佐山字西浦奥二三、字小豆山東上尾二四、字ヤゲンシヤウ二五、字石井谷口二七、字石井谷池三九九、四〇〇、字鳥打越四〇一、四〇三、石井谷池南四〇二の一、四〇二の二、字石井谷四一一、字深田谷道上八一二の一、八一四の一、八一四の二、字元山八一六の一、八一七の一、八二三の一、八四〇の二、字元山順礼岩八二四の一、八二五の二、字元山後八八九の一、惣山南一〇三五の一、一〇三五の三、一〇三六の一、一〇三六の三、一〇三七の一、一〇三七の三、一〇三八の一、一〇三八の三、一〇三九、一〇四〇、一〇四四、字登り尾一〇七五の一、一〇七五の三、一〇七七の一、一〇八〇の一、一〇八〇の三、大路口東平一〇七六の一、一〇七六の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成二十六年八月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

瀬戸内市牛窓町牛窓六三七八の一、六三七八の二、六三七九の一、六三七九の二二、六三七九の四八、六三七九の五〇、六三七九の五一、六三七九の五三、六三七九の五四、六三八三の一、六三八三の六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び瀬戸内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

平成26年8月26日 岡山県公報 第11613号

◎岡山県告示第四百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 宇戸谷高梁線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
高梁市玉川町玉字中島家ノ下一五六〇番 一地先から	新	一〇・三〇 三五・〇	六三六・〇
高梁市玉川町玉字沖ノ原六九八番三地先 を経て	新	一〇・三〇 三五・〇	六三六・〇
高梁市玉川町玉字中島家ノ下一五六〇番 一地先から	旧	四・五〇 一六・三	五八五・〇
高梁市松山字向新田古川筋二〇八番三地 先まで	旧	一〇・三〇 三五・〇	六三六・〇

高梁市松山字柳井前二〇五番三地先まで

平成26年8月26日 岡山県公報 第11613号

◎岡山県告示第四百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	宇戸谷高梁線	高梁市玉川町玉字中島家ノ下一五六〇番一地从先から 高梁市玉川町玉字沖ノ原六九八番三地从先を経て 高梁市松山字向新田古川筋二〇八番三地从先まで	平成二十六年八月二十八日（十六時三十分）

〔四〇二〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十六年八月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年八月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人吉備みのりの会

三 代表者の氏名

河崎 任利

四 主たる事務所の所在地

総社市西阿曾三二六一二

五 定款変更の内容

1 理事又は監事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすこととする。

2 1の場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならないこととする。

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) (1)の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

◎岡山県人事委員会公示第七号

平成二十六年身体障害者を対象とする岡山県職員（事務）、市町村立小・中学校事務職員及び岡山県警察行政職員の採用試験を次のとおり実施する。

平成二十六年八月二十六日

岡山県人事委員会委員長 西 田 秀 史

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
岡山県職員（事務）	五名	知事部局（本庁、県民局等）、教育委員会（教育庁、県立学校等）等において、事務に従事する。
市町村立小・中学校事務職員	二名	市町村立小・中学校（岡山市立であるものを除く。）等において、事務に従事する。
岡山県警察行政職員	一名	警察本部、警察署等において、予算・経理、庶務、統計、警察施設の維持管理、交通管制、運転免許事務、犯罪捜査の支援等の警察運営に必要な様々な業務に従事する。

二 受験資格

- 1 自力で通勤ができ、かつ、介護者なしに職務遂行ができる者であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの
 - (1) 昭和五十九年四月二日から平成九年四月一日までの間に生まれた者
 - (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (3) 活字印刷文による出題に対応することができる者
- 2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

三 併願の可否

1 岡山県職員（事務）及び市町村立小・中学校事務職員

九の受験申込みの際に、岡山県職員（事務）及び市町村立小・中学校事務職員の一方の試験区分を第一志望と記載し、その他の試験区分を第二志望と記載することで、併せて受験の申込みをすることができる。なお、申込み後に志望順位を変更することはできない。

2 岡山県警察行政職員

その他の試験区分と併せて受験の申込みをすることはできない。

四 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

(1) 岡山県職員（事務）及び市町村立小・中学校事務職員

ア 教養試験

高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。

イ 適性検査

性格、心理等について検査を行う。

(2) 岡山県警察行政職員

ア 教養試験

高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。

イ 適性検査

性格、心理等について検査を行う。

ウ 作文試験

表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。

2 第二次試験

平成26年8月26日 岡山県公報 第11613号

- (1) 岡山県職員（事務）及び市町村立小・中学校事務職員
ア 作文試験

- 表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。
- イ 口述試験

個別面接により行う。

- (2) 岡山県警察行政職員

- イ 口述試験

集団面接及び個別面接により行う。

五 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

試験の期日	平成二十六年十月十九日（日曜日）
試験会場	岡山市北区京山一丁目九番一号 岡山県自治研修所

2 第二次試験

試験の期日	平成二十六年十一月十四日（金曜日） から同月十六日（日曜日）までの間の うち岡山県人事委員会が指定する日 （第一次試験の合格者に対して、直接 通知する。）
試験会場	岡山市北区京山一丁目九番一号 岡山県自治研修所

六 合格者の決定

1 岡山県職員（事務）及び市町村立小・中学校事務職員

第一次試験の合格者は、四1(1)アの教養試験の得点により試験区分共通で決定する。第二次試験の合格者は、第一次試験の成績にかかわらず、四2(1)の各試験種目

の合計得点順に受験者の志望順位を考慮して試験区分ごとに決定する。ただし、第一志望とした試験区分で合格した者は、第二志望とした試験区分では不合格となる。

2 岡山県警察行政職員

第一次試験の合格者は、四1(2)の各試験種目の合計得点により決定する。第二次試験の合格者は、第一次試験の成績にかかわらず、四2(2)の試験種目の得点順に決定する。

七 合格者の発表

合格者の発表は、岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	平成二十六年十月二十九日(水曜日)	合格者の受験番号
第二次試験	平成二十六年十二月三日(水曜日)	合格者の受験番号

八 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 合格者は、合格決定後直ちに、成績順に採用候補者名簿に登載する。
- (2) 採用者は、任命権者からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、平成二十七年四月一日とする。

- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。
- 2 給与

- (1) 平成二十六年四月採用者(新卒者)の給料月額は一四七、一〇〇円である。
- (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

九 受験手続

- 1 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県人事委員会事務局(岡山

市北区内山下二丁目五番七号丸の内会館三階）に提出すること。ただし、岡山県警察行政職員に係る受験申込書については、岡山県警察本部警務部警務課（岡山市北区内山下二丁目四番六号）に提出すること。

2 受験申込書は、平成二十六年八月二十六日（火曜日）から同年九月二十六日（金曜日）までの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県人事委員会事務局において受け付ける。ただし、岡山県警察行政職員に係る受験申込書については、岡山県警察本部警務部警務課において受け付ける。なお、郵送の場合にあっては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 インターネットによる受験申込みは、平成二十六年八月二十六日（火曜日）から同年九月十九日（金曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにおいて受け付ける。

十 その他

1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。

2 受験申込書及び受験案内は、岡山県人事委員会事務局等で交付する。なお、郵便で請求する場合は、百四十円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。また、岡山県人事委員会事務局のホームページからもダウンロードすることができる。

3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求められることがある。

4 八1(1)の採用候補者名簿に記載された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項（インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。）に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。